議第 76 号

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例を、別紙のとおり定める。

令和5年9月1日提出

下呂市長 山 内 登

提案理由

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定するもの。

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例

(設置)

第1条 子どもを持つ家庭への子育て支援、交流の場の提供及び次世代の社会を担う子どもの育ちを応援するための拠点として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第63号)第35条第3項の規定に基づき、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設(以下「複合型施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合型施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設	下呂市萩原町萩原599番地

(複合型施設を構成する施設)

- 第3条 複合型施設は、次に掲げる施設で構成する。
 - (1) 下呂市萩原南子育て支援センター
 - (2) 下呂市萩原児童館
 - (3) 下呂市教育支援センター

(事業)

- 第4条 複合型施設は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 下呂市子育て支援センター事業実施要綱(平成21年下呂市告示第110号)第3条に定める 事業に関すること。
 - (2) 下呂市児童館条例(平成16年下呂市条例第89号)第3条に定める事業に関すること。
 - (3) 下呂市子どもの居場所づくり事業実施要綱(令和5年下呂市告示第178号)に定める事業に 関すること。
 - (4) 教育支援センターに関すること。
 - (5) 前各号のほか、市長が必要と認めること。

(指定管理による管理)

第5条 市長は、複合型施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理の指定手続き等)

第6条 指定管理の指定等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する

条例(平成17年下呂市条例第32号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

- 第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 第4条第1号から第3号に掲げる業務
 - (2) 複合型施設の維持管理に関する業務
 - (3) 複合型施設の利用承認に関する業務
 - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と定める業務

(指定管理者の責務)

- 第8条 指定管理者は、複合型施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。
- 2 指定管理者は、複合型施設に関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用時間)

- 第9条 複合型施設の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、 必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、災害その他特別の事情があるときは、利用時間を臨時に繰上げ又は延長することができる。

(休館日)

第10条 複合型施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を設けることができる。

(利用できる者の範囲)

第11条 複合型施設を利用できる者は、第4条に掲げる事業の支援を必要とする者及び子育て支援 並びに児童の健全育成等を目的として組織された団体及び個人とする。

(利用の制限)

- 第12条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、複合型施設の利用を禁止することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 複合型施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 複合型施設等の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、複合型施設を利用させることが適当でないと認められるとき。 (利用料)

第13条 利用料は無料とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(下呂市子育て広場条例の廃止)

2 下呂市子育て広場条例(平成23年下呂市条例第10号)は、廃止する。

【参考資料】

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例要綱

1. 制定理由

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設(以下「複合型施設」といいます。)の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

(1) 複合型施設の設置目的及び根拠法令を定めます。

(第1条関係)

(2) 複合型施設の名称及び位置について定めます。

(第2条関係)

(3) 複合型施設を構成する施設を定めます。

(第3条関係)

(4) 複合型施設内で行う事業について定めます。

(第4条関係)

(5) 複合型施設は指定管理者による管理とします。

(第5条関係)

(6) 指定管理の指定手続きについて定めます。

(第6条関係)

(7) 指定管理者が行う業務について定めます。

(第7条関係)

(8) 指定管理者の責務について定めます。

(第8条関係)

(9) 複合型施設の利用時間について定めます。

(第9条関係)

(10) 複合型施設の休館日について定めます。

(第10条関係)

(11) 複合型施設を利用できる者について定めます。

(第11条関係)

(12) 複合型施設の利用の制限について定めます。

(第12条関係)

(13) 施設利用料を無料とします。

(第13条関係)

(14) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(15) 従前の施設である下呂市子育て広場は廃止します。

(附則第2項関係)